

JILPT労働政策フォーラム

「いくつになっても働ける社会の実現を目指して
高齢者雇用の現在と今後」

2008.6.2

高齢者雇用をめぐる現状と課題

日本労働組合総連合会
事務局長 古賀 伸明



1. 現行法制度 (高年齢者雇用安定法)

■ 高年齢者雇用安定法の施行 (2006年4月)

現在、現場の労使で65歳までの雇用確保に向けた取り組みが行われている最中。

・法律に定められた義務・・・事業主に対し、老齢基礎年金の支給開始年齢までの雇用確保措置の導入を求める。

定年の引き上げ、 継続雇用制度の導入、 定年の定め廃止

・原則希望者全員の継続雇用が法律の趣旨だが、労使協定や就業規則 (経過措置) で対象者の基準を定め、「希望者全員を対象としない制度」とすることができる。

2. 高齢者雇用の現状

現状 継続雇用の状況

・・・希望者全員が継続雇用される環境にはない。継続雇用となる対象者の基準が設定されているケースが多い。

厚生労働省調査「平成19年6月1日現在の高年齢者の雇用状況」

・雇用確保措置の内訳

定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	定年の定め廃止
12.1%	85.8%	2.1%

・継続雇用制度の内訳

希望者全員	基準を設定	
	労使協定で基準を設定	就業規則で基準を設定
38.8%	42.3%	18.9%

連合「2007年度連合構成組織の賃金・一時金・退職金調査」

・60歳以降の雇用確保制度

定年の引き上げ	再雇用制度・勤務延長制度	の両方	なし
2.0%	95.8%	1.3%	0.9%

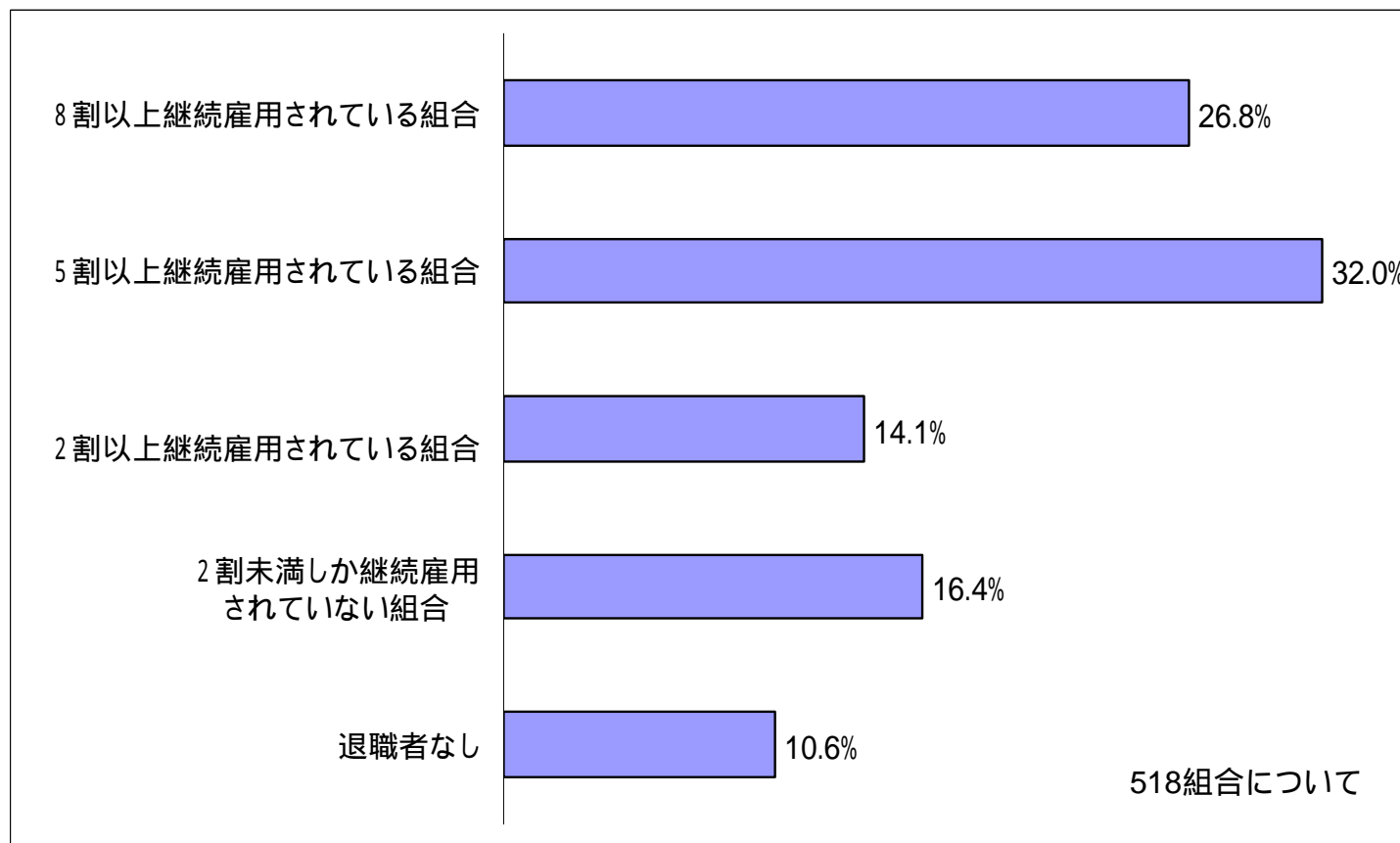
・再雇用制度の対象者

希望者全員	労使協定で定めた基準該当者	就業規則で定めた基準該当者	明確な基準なし
19.9%	70.5%	17.8%	0.2%

(691組合について)

(複数回答。634組合について)

定年退職者に占める継続雇用者の比率・・・定年退職者のうち、実際に継続雇用されているのは5割～8割程度という組合が多い



連合「2007年度連合構成組織の賃金・一時金・退職金調査」

現状 賃金等の処遇 ……連合の調査では退職時の約5割の水準。

定年時と同じ勤務形態が多い。

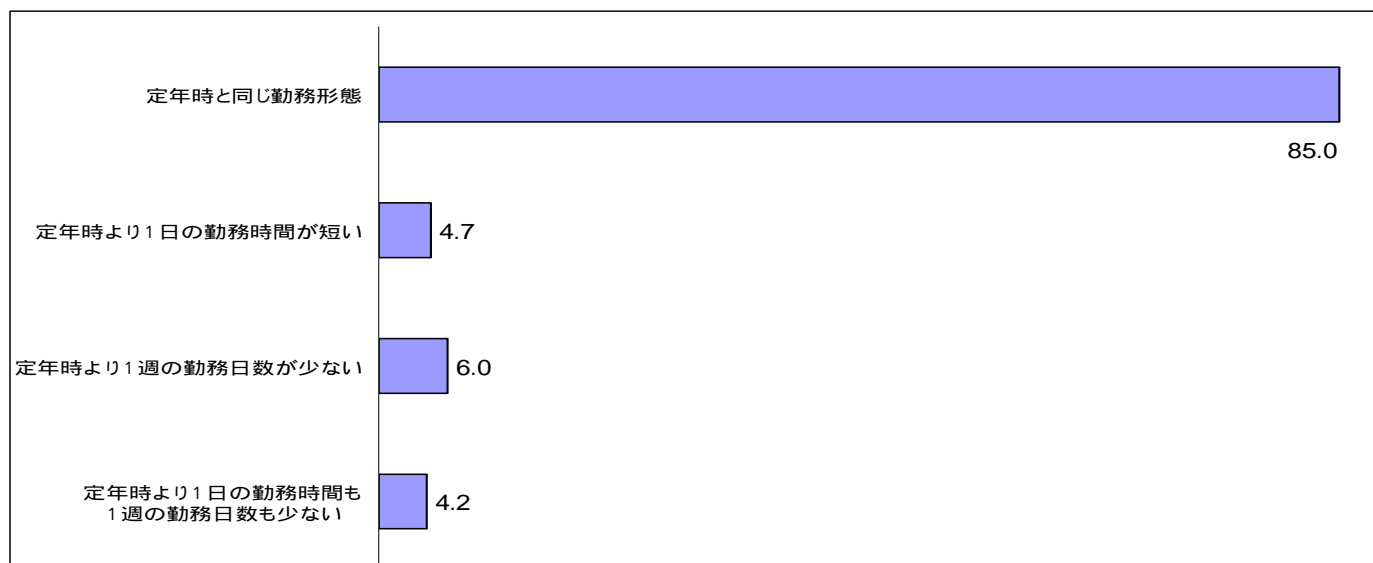
定年時を100とした場合の再雇用・勤務延長時の賃金水準

月例賃金 ……54.2 (381組合の総計)

年間賃金 ……50.2 (313組合の総計)

「2007年度連合構成組織の賃金・一時金・退職金調査」

再雇用・定年延長時の代表的な労働時間(代表的なもの1つ)



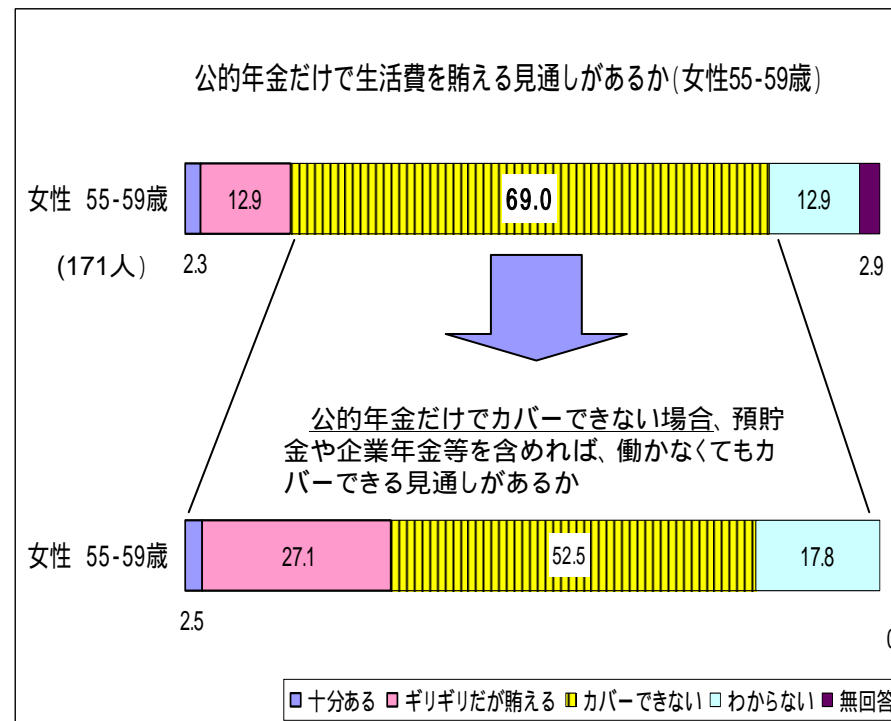
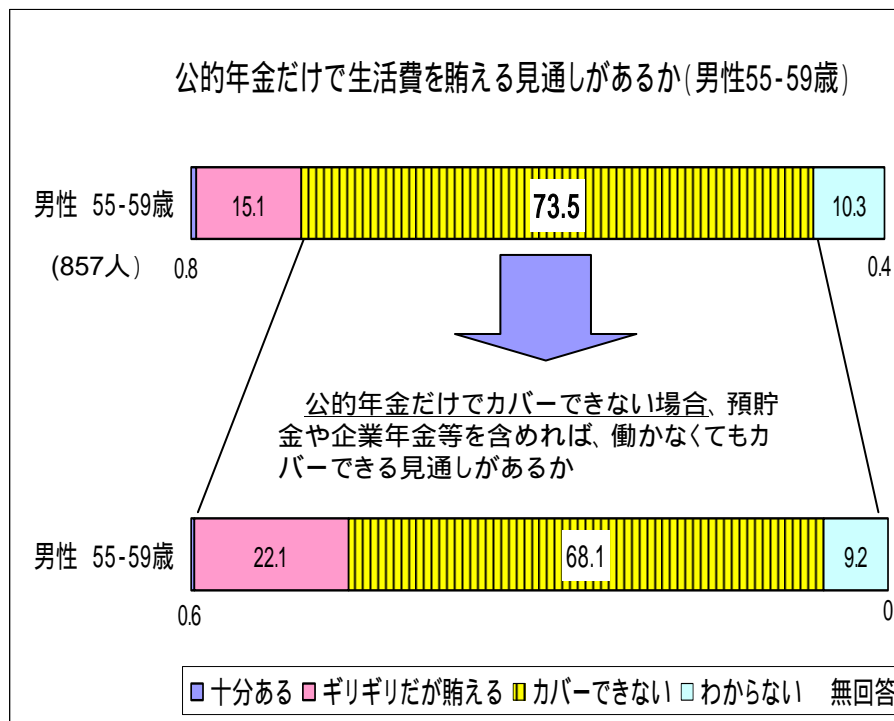
「2007年度連合構成組織の賃金・一時金・退職金調査」

615組合について


現状 60歳以降の生活見通し・・・働かなければ生活できない？

50代後半の男女で、約7割は「公的年金だけでは生活費をカバーできない」。

そのうちの約6割は「公的年金に預貯金・私的年金を含めても働かなければ生活費をカバーできない」。



「2006年連合生活アンケート」より



3. 高年齢者雇用安定法に対する連合の基本的考え方

(1) 希望者全員を対象とした制度とする

- ・原則、65歳までの希望者全員の雇用を確保するとの法の趣旨を踏まえ、希望者全員を対象とする制度とする必要がある。
- ・継続雇用の対象者となる基準が設定されている企業において、その基準に該当しなかった労働者は、年金との接続に空白期間が生じることになる。希望者全員の継続雇用の原則と乖離することにもなり、問題がある。
- ・特に、就業規則による対象者の基準の設定は、事業主が一方的かつ恣意的に対象者を選別することを可能とするおそれが強く、問題がある。

(2) 労働条件等は個別労使で

- ・個別企業の実情に合わせ、賃金・処遇等の労働条件については労使協議で行う。
- ・高齢者のニーズに対応する賃金、労働時間等の設定、働きやすい職場の創出、作業環境、能力開発、健康管理などについて労使協議を行う。

4. 高齢者雇用をめぐる課題

(1) 希望者全員が雇用継続されていない現状

継続雇用される人とされない人、継続雇用できる企業とできない企業(企業や職種の違い)
新たな格差・二極化?

労使協定・就業規則による対象者の基準設定 調査・分析を行い、必要な対応を

(2) 継続雇用時の労働条件(賃金、労働時間等)の設定

労使協議の促進と政府の支援の充実で、より多くの高齢者が活躍できる環境整備を

(3) 高齢者雇用政策のあり方

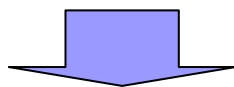
法律と労使協議の適切な組み合わせが重要

しかし、現行法制度の検証は必要

政府の高齢者雇用政策をめぐる議論に対して

「年齢に関わりなく働ける社会」は望ましいが…
まずは65歳までの希望者全員の雇用確保を
雇用政策だけでは完結しない課題。
社会保障政策を含めた総合的な議論の必要。

年金等の社会保障政策との関係



現状を十分踏まえた政策対応を